委託業務仕様書

# １．業務名

山梨県忠清北道姉妹締結30周年青少年交流事業に係る委託業務

# ２．委託期間

契約締結日から令和５年１１月３０日（木）

# ３．業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

## 旅行実施期間

　令和５年１１月１日（水）から令和５年１１月５日（日）の５日間

## 参加者（予定）

1. （韓国）忠清北道訪問団（以下「訪問団」という）　　16人

（内訳：引率者　５人、高校生　10人（男女各５人）、通訳１人）

1. 富士河口湖高校（以下、河高）　12人

（内訳：引率者　２人、高校生　10人（男女各５人））

1. 県教育庁高校教育課職員（以下高校教育課）　随行２人（11月１日は１人）

（上記の他、交流事業については、この仕様書で定める人数。）

## 歓迎会の手配

訪問団受け入れの歓迎会を手配すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 令和５年１１月１日（水）　１８時３０分より |
| 実施時間 | ２時間程度 |
| 実施場所 | 甲府市内（県と協議して選定すること） |
| 参加者 | ３（２）①に定める者および山梨県教育委員会関係者の計５０名 |
| 注意事項 | * 夕食会場は、マイクを３本程度使用可能な会場とすること（宿泊ホテルでも差し支えない）
* 飲み放題（大人はアルコール、高校生はソフトドリンク）を付けること
* 食事は高校生が満足する品数となるよう配慮すること
 |

## 訪問団に係る宿泊施設の手配

1. 引率者及び通訳は、１人１部屋を基本とする
2. 高校生の宿泊に関して、次の点に留意すること
	1. １泊目及び４泊目は、１人１部屋を基本とする
	2. ２～３泊目は、日本の高校生と合わせて５人１部屋を基本とする
3. １泊目のホテルは、ホテル談露館相当又は同等以上とすること
4. ２～３泊目は県と協議して宿泊施設を選定すること
5. ４泊目は東京都内のホテルとし、可能であれば浅草周辺とすること
6. 旅行実施期間中、宿泊施設を移動する際の荷物搬送を実施すること
7. １泊目は、山梨県庁表敬訪問や歓迎会等を考慮して宿泊施設を選定すること
8. ４泊目は、翌日に羽田空港への移動等を考慮して宿泊施設を選定すること
9. 宿泊は朝食付きを基本とする
10. 食事代金には飲み物代金を含めることとする（後述の昼食等も同じ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | 宿泊施設等 | 委託費からの支払い |
| 11/1～11/2 | 山梨県内（朝食付き） | 有り　訪問団、高校教育課【1人1部屋】引率者５人・通訳１人・高校教育課1人高校生　10人 |
| 11／2～11／4 | 山梨県富士吉田市内（朝食付き） | 有り　訪問団【1人1部屋】引率者５人・通訳１人 |
| 山梨県富士吉田市内（朝食付き） | 有り　訪問団、河高、高校教育課【５人部屋】河高引率者２人と高校教育課２人×１部屋忠清北道と河高の高校生５人（３＋２）×４部屋 |
| 11／4～11／5 | 東京都内（朝食付き） | 有り　訪問団【1人1部屋】引率者５人・通訳１人高校生　10人 |

## 日本国内でのガイド及び通訳の手配（日本語⇔韓国語）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 行程 | 拘束時間 | ガイドの配置 | 添乗員の配置 | 通訳の配置 |
| 11/1 | 甲府市＝羽田空港＝県内視察＝宿泊施設 | １日 | １人 | ― | ― |
| 歓迎会（18:00～21:00） | ３時間 | ― | ― | １人 |
| 11/4 | ＝宿泊施設＝交流事業＝都内視察＝宿泊施設 | １日 | ― | １人 | ― |
| 11/5 | 宿泊施設＝羽田空港＝甲府市 | １日 | ― | １人 | ― |

* 通訳（３時間拘束）は、アルバイト不可とし、日本語の一般的な日常会話を行う能力を有する者とする。

## 日本国内での移動用バスの手配

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | バスの手配 | 行程 | 想定人数 | 借上時間 |
| 11/1 | 要 | 甲府市＝羽田空港＝県内視察＝宿泊施設 | 17人 | 終日 |
| 11/2 | 要 | 宿泊施設＝県庁＝県内視察富士河口湖高校＝宿泊施設 | 17人 | 終日 |
| 11/3 | 要 | 宿泊施設＝県内視察＝宿泊施設 | 30人 | 終日 |
| 11/4 | 要 | 宿泊施設＝県内視察＝宿泊施設（東京都） | 30人 | 終日 |
| 11/5 | 要 | 宿泊施設＝東京視察＝羽田空港＝甲府市 | 16人 | 終日 |

* 11/1及び11/4､11/5は、訪問団全員（16人）のスーツケースが車体側面の格納庫に収納できる大きさの車両とする。
* 補助席を利用しない形態で乗車できる大きさの車両とすること。

## バスの高速道路等の料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付 | 委託費からの支払い | 区間 |
| 11/1 | 有り | 一宮・御坂～羽田空港、羽田空港～一宮・御坂など |
| 11/2 | 無し | ― |
| 11/3 | 無し | ― |
| 11/4 | 有り | 富士吉田～東京都内など |
| 11/5 | 有り | 東京都内～羽田空港～一宮・御坂など |

## 昼食及び夕食の手配

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 場所の手配 | 委託費からの支払い | 人数の内訳 |
| 11/1昼食 | 要 | 有り　＠2,200円/人×17人車中での食事で弁当を想定 | 訪問団16人、高校教育課1人 |
| 11/1夕食 | 要（歓迎会） | 有り　＠11,000円/人×50人程度 | 参加者は３（２）のとおり |
| 11/2昼食 | 要 | 有り　＠2,200円/人×18人吉田のうどんを想定 | 訪問団16人、高校教育課2人 |
| 11/2夕食 | 要 | 有り　＠10,000円/人×20人コテージにおけるバーベキュー食材は宿泊施設から購入 | 訪問団高校生10人、河高高校生10人、 |
| 有り＠10,000円/人×10人寿司等のデリバリーサービス | 訪問団引率５人、通訳１人、河高引率２人、高校教育課２人 |
| 11/3昼食 | 要 | 有り　＠2,200円/人×30人忍野のそばを想定 | 訪問団16人、河高12人、高校教育課２人 |
| 11/3夕食 | 要 | 有り　＠10,000円/人×20人コテージで韓国料理を調理食材の調達を依頼したい | 訪問団高校生10人、河高高校生10人、 |
| 有り＠10,000円/人×10人寿司等デリバリーサービス | 訪問団引率５人、通訳１人、河高引率２人、高校教育課２人 |
| 11/4昼食 | 要 | 有り　＠3,300円/人×30人ほうとう作り体験のできる施設 | 訪問団16人、河高12人、高校教育課２人 |
| 11/4夕食 | 要 | 有り＠10,000円/人×16人 | 訪問団16人 |
| 11/5昼食 | 要 | 有り　＠2,200円/人×16人飛行機内での弁当を想定 | 訪問団16人 |

## 訪問先の手配

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 場所 | 手配 | 人数 | 委託費からの支払い |
| 11/1 | 山梨 | 要 | 17人 | 有り体験料＠1,300/人×17人（訪問団16人、高校教育課１人）※訪問団の到着時間により、山梨県内を１～２時間程度の視察を想定。昇仙峡ロープウェー、武田神社の視察を想定 |
| 11/2 | 山梨 | 要 | 18人 | 有り体験料＠900円/人×18人（訪問団16人、高校教育課２人）※富士河口湖パノラマロープウェイの視察を想定 |
| 11/3 | 山梨 | 要 | 30人 | 有り体験料＠420円/人×30人（訪問団16人、河高12人、高校教育課２人）※山梨県立富士湧水の里 水族館 森の中の水族館を想定 |
| 11/4 | 山梨 | 要 | 30人 | 有り体験料＠3,500円/人×30人、　420円/人×16人※忠清北道訪問団の出発時間により、都内を１～２時間程度の視察を想定。河口湖 音楽と森の美術館入館、オルゴール作り、リニア見学センターを想定 |

## 国内旅行傷害保険の手配

|  |  |
| --- | --- |
| 日　付 | 内　　容 |
| 11/1 | 高校教育課1人 |
| 11/2 | 河高12人、高校教育課2人 |
| 11/3 | 河高12人、高校教育課2人 |
| 11/4 | 河高12人、高校教育課2人 |
| 11/5 | － |

## Wi-Fiルーターの手配

旅行実施期間中に利用できるWi-Fiルーターを手配すること。（３台程度）

## ミネラルウォーターの手配

旅行実施期間中に備えて、ペットボトル150本を用意すること。

## 想定外の経費の支出に備え、予備費として50,000円程度を計上すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、契約時に想定されていなかった業務が発生した場合には、山梨県と受託者で協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、その対応について費用を要する場合には、その内容と金額が分かる書類を作成し、山梨県に提出することとする。山梨県は、受託者からの聴き取り及び提出された書類の内容を確認し、必要と認められる費用については、委託業務の変更契約を行った上で受託者へ支払うこととする。

# ４．その他

1. 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い令和５年１０月１３日（金）までに詳細な行程表を確定させ、提出すること。
2. 旅行実施期間中、本業務内容を熟知した添乗員を同行させること。
3. 旅行実施期間中は、バスでの移動となることから、乗降車が速やかに行えるよう配慮すること。
4. 受託者は、添乗員、通訳及び山梨県とすみやかに連絡が取れる体制を整えること。
5. 訪問団が帰国する際、必要に応じて、羽田空港におけるチェックインの確認及び支援を行うこと。
6. この仕様書に表示した金額はいずれも税込みの金額であり、かつ目安であることに留意すること。

# ５．留意事項

1. 国際親善を深めることを目的とした事業であることから、受託者は訪問団に対するおもてなしを実践できるよう業務計画を立案すること。
2. 受託者は、旅行実施期間中、参加者の不測の事態（急病、怪我その他）に直ちに対応できる体制を整えること。